

「農林水産業・地域の活力創造本部」等における 検討状況について

(資料 3-1) 「農林水産業・地域の活力創造本部」等における検討状況について

(資料 3-2) 総理指示

(資料 3-3) 検討課題

(資料 3-4) 今後の検討スケジュール

(参考資料 1) 経済財政運営と改革の基本方針～脱デフレ・経済再生～ (抄)

(参考資料 2) 日本再興戦略～JAPAN is BACK～ (抄)

「農林水産業・地域の活力創造本部」等における
検討状況について

(資料3-1)

平成25年8月

農林水産省

「攻めの農林水産業推進本部」の組織・開催状況について

1. 第1回(平成25年1月29日)

議題: ①攻めの農林水産業推進本部の設置について

②当面の進め方について 等

内容: 現場の声を聞き「現場の宝」を磨くよう林大臣より指示

林 農林水産大臣

江藤 農林水産副大臣

加治屋 農林水産副大臣

長島 農林水産大臣政務官

稲津 農林水産大臣政務官

農林水産事務次官

農林水産審議官

官房長

総括審議官

総括審議官(国際)

技術総括審議官

全局庁等の長

本部長

副本部長

本部長補佐

本部事務局長

本部員

2. 第2回(平成25年3月26日)

議題: 「現場の宝」の報告について

内容: ①「現場の宝」事例について各局庁より報告

②現場の宝を踏まえた9課題について、施策の展開方向をまとめるよう林大臣より指示

3. 第3回(平成25年4月19日)

議題: 「現場の宝」を踏まえた施策の具体化に当たったの考え方について

内容: 9課題に関する施策の展開方向について担当局より報告

4. 第4回(平成25年7月2日)

議題: 「攻めの農林水産業」の具体化に向けた検討状況について

内容: ①9課題に関する施策の具体化の検討状況について担当局より報告

②官邸本部の設置等を踏まえてあらためて整理した「主要検討事項」について、施策の具体化や検討を深化するよう林大臣より指示

5. 第5回(平成25年8月8日)

議題: ①国別・品目別輸出戦略について

②他省庁との連携施策について

内容: ①国別・品目別輸出戦略の状況について担当局より報告

②他省庁との連携施策の検討状況について担当局庁より報告

③官邸本部における総理指示を踏まえた検討の加速化等について林大臣より指示

「農林水産業・地域の活力創造本部」の組織・開催状況について

1. 第1回(平成25年5月21日)
 議題: ①農林水産業・地域の活力創造本部の設置について
 ②今後のスケジュールについて 等
 内容: ①「農林水産業・地域の活力創造本部」を立ち上げ
 ②「攻めの農林水産業」の具体化の方向(第7回産業競争力会議資料)について林大臣から説明
2. 第2回(平成25年6月18日)
 議題: ①これまでの議論の整理
 ②関係者ヒアリング
 内容: ①これまでの「攻めの農林水産業」の検討状況について林大臣から説明
 ②(株)ローソン新浪社長からヒアリング
3. 第3回(平成25年6月25日)
 議題: 関係者ヒアリング
 内容: ①水見市農業協同組合 川上組合長からヒアリング
 ②グリーンリーフ(株)及び(株)野菜くらぶ 澤浦代表取締役からヒアリング
4. 第4回(平成25年8月8日)
 議題: ①総理指示
 ②検討課題について
 ③今後の検討スケジュール
 内容: ①総理より、今後の検討に当たっての3つの指示
 ②各府省が連携して取り組むべき検討課題について整理
 ③「農林水産業・地域の活力創造プラン」取りまとめ(11月末日途)にに向けたスケジュール

本部長	安倍	内閣総理大臣
副本部長	菅	内閣官房長官
本部長	林	農林水産大臣
	麻生	財務大臣
	新藤	総務大臣
	下村	文部科学大臣
	田村	厚生労働大臣
	茂木	経済産業大臣
	太田	国土交通大臣
	石原	環境大臣
	山本	内閣府特命大臣 (沖縄及び北方対策)
	森	内閣府特命大臣 (消費者及び食品安全)
本部長	甘利	経済再生担当大臣 兼内閣府特命大臣 (経済財政政策)
	稲田	内閣府特命大臣 (規制改革)

「攻めの農林水産業」の展開

今後、世界の食市場の規模が急速に拡大することや、国内のライフスタイルが大きく変化することを我が国農林水産業の好機ととらえ、農山漁村に受け継がれた豊かな資源を活用。「攻めの農林水産業」を展開し、農林水産業を産業として強くしていく取組と、多面的機能の発揮を図る取組の両者を車の両輪として、一体的に進める必要。

農林水産業・農山漁村の潜在力

(1) 丹精込めた食べものづくりの技術と装置 (水田)

(2) 世界に評価される日本食とおもてなしの心、のどかな農村風景

(3) 世界有数の森林・海洋資源

〔森林率：世界3位
BEZ面積：世界6位〕

(4) 農山漁村にある再生可能エネルギーのポテンシヤル

〔エネルギー総供給の43%に相当〕

農山漁村にフオロ一の風

(1) 世界の食市場規模が大幅に拡大



(2) 世界の食料・エネルギー価格高騰 (トウモロコシ、大豆) 24年に過去最高値)

(3) 平成の農地改革により、関連産業をはじめ多様な主体が農業に参入

〔農地法改正前の約5倍のペースで一般法人が参入 (1,071社)
NPO、建設業、医療・福祉等の異業種、多様な主体が参入〕

(4) 新たなライフスタイル(いやし、健康等)を求めめる人々が増加

今がまさに分岐点

攻めの農林水産業推進本部

(1月29日立ち上げ)

3つの戦略の方向

① 需要のフロンティアの拡大

② 生産から消費までのバリューチェーンの構築

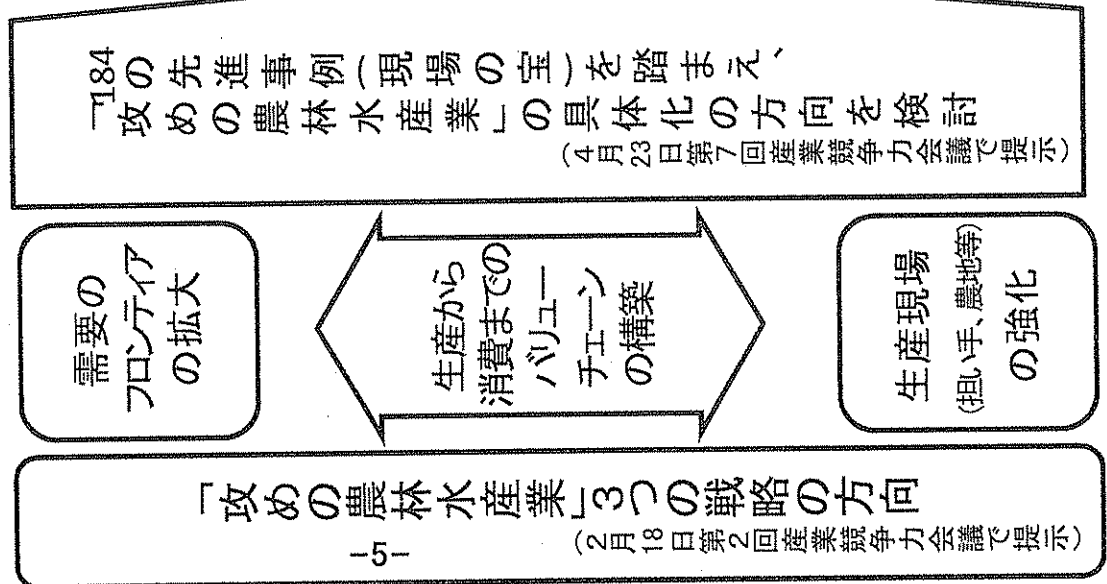
③ 生産現場 (担い手、農地等) の強化

農業界と経済界が連携して
農業の成長産業化を実現

この機会を失えば
農山漁村はさらに衰退
国土経営コストが増加

これまでの「攻めの農林水産業」の検討状況

これまで、①需要サイド、②供給サイド、③需要と供給をつなぐ、という3つの観点から、農林水産省内の「攻めの農林水産業推進本部」で把握した先進事例（現場の宝）を全国展開するための施策の具
 体化を進めてきたところ。



【日本再興戦略 -JAPAN is BACK-】(6月14日)

【需要サイドの取組】
 輸出促進等による需要の拡大
 ・日本の食の海外展開に向けた「F・B・I」戦略
 ・機能性の活用等の新たなニーズへの対応

【需要と供給をつなぐバリューチェーンの構築】
 6次産業化による農林水産物・食品の高付加価値化等
 ・農林漁業成長産業化アゴンドの本格展開
 ・医食農連携等、多様な業種との連携
 ・強みのある農林水産物づくり
 ・科学技術イノベーションの活用

【供給サイドの取組】
 農地を最大限効率的に活用するなど、生産現場を強化
 ・担い手への農地集積・集約化
 ・耕作放棄地の発生防止・解消

【林業】
 ・新たな木材需要の創出と国産材の安定供給体制の構築

【水産業】
 ・水産物の消費・輸出拡大、持続可能な養殖の推進

官邸に「農林水産業・地域の活力創造本部」を設置し、
 具体策の検討を開始
 (5月21日)

【総理指示】

農林水産業を
 若者に魅力
 ある産業に

日本の農山漁
 村、ふるさとを
 守る

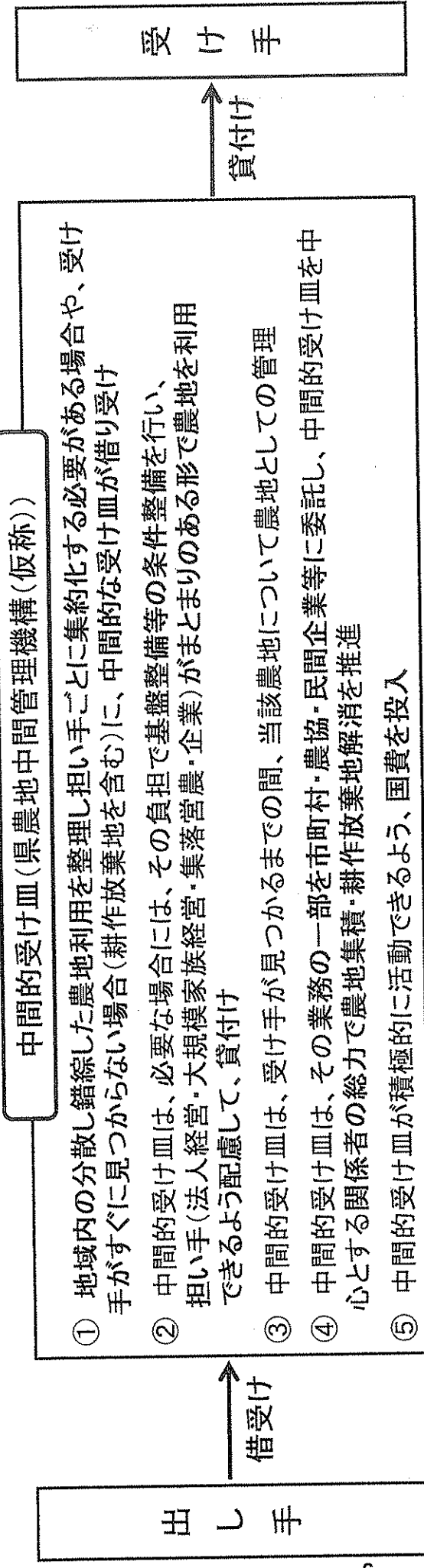
・医食農連携、IC
 Tの活用といっ
 た新たな視点

・現場や地域の
 声にしつかり
 耳を傾ける

①生産現場の強化

担い手への農地集積・集約化等

①農地の中間的受け皿(県農地中間管理機構(仮称))の整備・活用(法整備・予算措置・現場の話し合いをセットで推進)



- ① 地域内の分散し錯綜した農地利用を整理し担い手ごとに集約化する必要がある場合や、受け手がすぐに見つからない場合(耕作放棄地を含む)に、中間的な受け皿が借り受け
- ② 中間的受け皿は、必要な場合には、その負担で基盤整備等の条件整備を行い、担い手(法人経営・大規模家族経営・集落営農・企業)がまとまりのある形で農地を利用できるよう配慮して、貸付け
- ③ 中間的受け皿は、受け手が見つかるまでの間、当該農地について農地としての管理
- ④ 中間的受け皿は、その業務の一部を市町村・農協・民間企業等に委託し、中間的受け皿を中心とする関係者の総力で農地集積・耕作放棄地解消を推進
- ⑤ 中間的受け皿が積極的に活動できるよう、国費を投入

②耕作放棄地対策の強化

- 既に耕作放棄地となっている農地のほか、耕作していた所有者の死亡等により耕作放棄地となるおそれのある農地(耕作放棄地予備軍)も対策の対象とする。
- 農業委員会は、所有者に対し、中間的受け皿に貸す意思があるかどうかを確認することから始めることとする等、手続の大幅な改善・簡素化により、耕作放棄状態の発生防止と速やかな解消を図る。
- 農地の相続人の所在がわからないこと等により所有者不明となっている耕作放棄地については、公告を行い、都道府県知事の裁定により中間的受け皿に利用権を設定。

③生産性向上に結び付く農地集積をサポートするための農地整備や農業水利施設の整備を推進

目標

今後10年間で、全農地面積の8割が担い手によって利用され、産業界の努力も反映して担い手のコメの生産コストを現状全国比4割削減し、法人経営体数を5万人とする。

(参考)平成の農地改革(21年農地法改正)の概要

所有と利用を分離し、「農地の有効利用」を軸として制度を再構築

- 農地の所有者等に適正・効率的な利用の責務を法定

農地集積の円滑化・遊休農地解消策の強化

- 出し手を代理して受け手を探し契約する組織(市町村公社等の農地利用集積円滑化団体)を整備
- 遊休農地について、所有者不明の場合は公告手続、指導・勧告等の手続を経て、裁定により強制的に利用権設定

一般企業の農業への参入

リース方式

- 参入の全面自由化

- ・ リース契約なら、所有と異なり、不適正な利用の場合、契約解除して現状回復できる
- ・ 農地価格は、収益価格(リース料の25年分)の4倍程度であり、所有権取得では投資回収は困難な状況

- リース期間も最長50年に延長

所有方式

- 農地を所有できる農業生産法人の要件を大幅緩和

- 農業者等以外の出資者
・1出資者当たり
1/10以下に制限
→ 廃止
- ・トータルで
1/4以下に制限
→ 加工業者等については
1/2未満まで緩和

〔実績〕

法改正後、約3年間で1,071法人がリース方式で参入
(改正前(特区制度)の約5倍のペース)

※ なお、改正前の参入企業436のうち79は、採算が合わない等の事情で撤退したところ

〔実績〕

- 平成24年1月時点で加工業者等が出資している農業生産法人は、303法人で全体の11%
- その法人における加工業者等の出資比率が45%超は29法人で全体の10%のみ

(参考) 農地流動化のための組織の実績

- 平成21年改正で農地利用集積円滑化団体を整備し、実績も増加してはいるものの、受け手が見つかからない場合は機能しないため、限界あり。
- 農地流動化を加速するには、受け皿の整備が不可欠。

農地利用集積円滑化団体(H22～)

役割

- 農地の出し手の代理人として、受け手を探し、契約を結ぶ市町村段階の団体

組織数

- 1,740団体
(市町村:3割、市町村公社:1割、農協:5割)

実績

H22 : 18, 102ha
H23 : 32, 049ha

農地保有合理化法人(S45～)

役割

- 農地の中間的受け皿となる県段階の団体

組織数

- 47法人(各都道府県農業公社)

実績

H15 11, 524ha
H17 9, 922ha
H20 13, 097ha
H21 12, 505ha
H22 7, 947ha
H23 8, 027ha

- ・ 離農農家等からの買入れ(所有権取得)が主眼
- ・ 多くの農家は所有権移転に消極的
- ・ 農地保有合理化法人も購入資金の制約、売却できない場合のリスクから消極的
- ・ 財政的支援が十分でない(12億円程度)ことから活動に限界

② 需要フロンティアの拡大

【現状等】

- 日本の農林水産物・食品の輸出額は、現在、約4,500億円(2012年)。

日本の食の海外展開「F・B・J」戦略

Made From Japan : 日本食材が世界を席巻

※ 世界中のシェフが日本のゆずをメニュー化、中華料理の高級食材として輸出されるホタテ

連携

Made By Japan : 日本の「食文化・食産業」の海外展開

Made In Japan : 国別・品目別輸出戦略を策定し、日本食を特徴づけるコンテンツの輸出拡大

国別・品目別戦略(案)のイメージ(輸出上位品目抜粋)

特徴的戦略

重点品目

2012年

2020年

品目	2012年	特徴的戦略	重点品目	重点国・地域	2020年
水産物 1,700億円		ブランディング、品質管理体制の確立、迅速な衛生証明書発給体制の構築	ブリ、サバ、フアストフィッシュ、ホタテ、サケ 等	東南アジア、EU、アフリカ 等	3,500億円
加工食品 1,300億円		Made Byの取組に伴う日本からの原料調達増加、「出せる市場に出す」から「出したい市場に出す」へ	みそ・しょうゆ等の調味料、菓子類、清涼飲料水、健康食品、レトルト食品	EU、ロシア、シンガポール、タイ、ベトナム、インド 等	5,000億円
コメ・コメ加工品 130億円		現地での精米や炊飯ロボットと組み合わせた外食販売、日本酒等コメ加工品の重点化	米、米菓、パックご飯、日本酒	香港、シンガポール、豪州、EU、米国、インド、ブラジル 等	600億円
青果物 80億円		台湾に加え、東南アジア等新規市場の戦略的な開拓、市場の活用等周年供給の確立	りんご、柑橘類、いちご、なかいも、かんしょ	台湾、東南アジア	250億円
牛肉 50億円		マーケットの拡大、欧米における重点的なプロモーション、多様な部位の販売促進、焼肉等の日本の食文化と一体的なプロモーション	牛肉	米国、EU、香港、シンガポール	250億円

※ 他に林産物、花き、茶について重点品目として戦略案を策定。

※ この戦略案は、今後、地域ブロックごとの意見交換等の場で、現場からの意見を吸い上げた上で、ブラッシュアップを行う。

成果目標

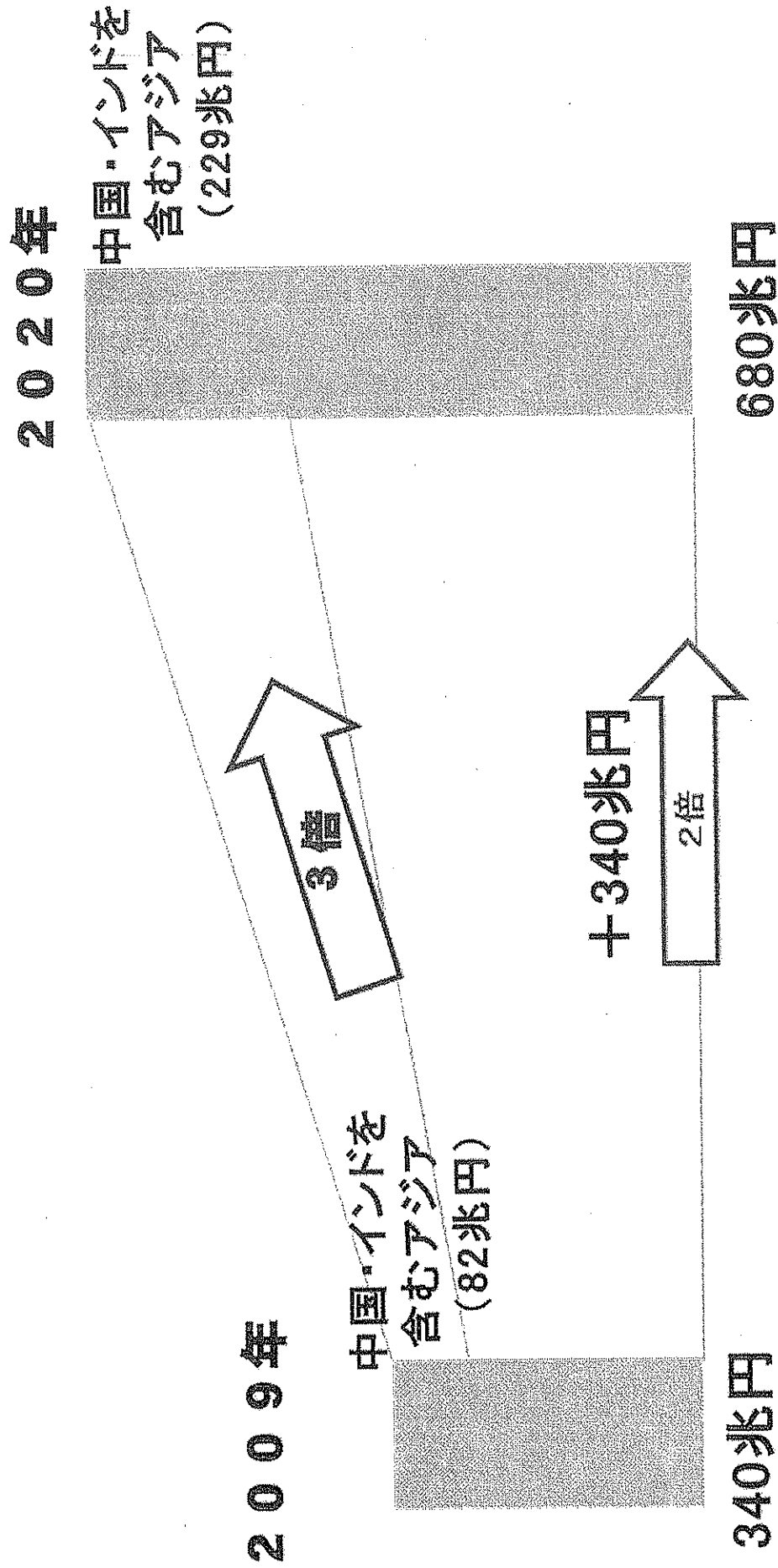
2020年に農林水産物・食品の輸出額を1兆円とする。

国内需要の拡大

- 国産農林水産物の利用拡大に向けたモデル地域づくりと新たな仕組みの検討
- 学校給食等における消費拡大、食育の推進(学校教育との連携、企業との連携等)

(参考)世界の食の市場規模(加工+外食)

- 現在340兆円の世界の食の市場規模は、2020年には680兆円に倍増。
- 特に、中国・インドを含むアジア全体で考えると、市場規模は、2009年の82兆円に比べ、229兆円へと約3倍増。



資料: ATカーニー社の推計を基に農林水産省作成

注1: 2009年為替平均値である1ドル94.6円で換算

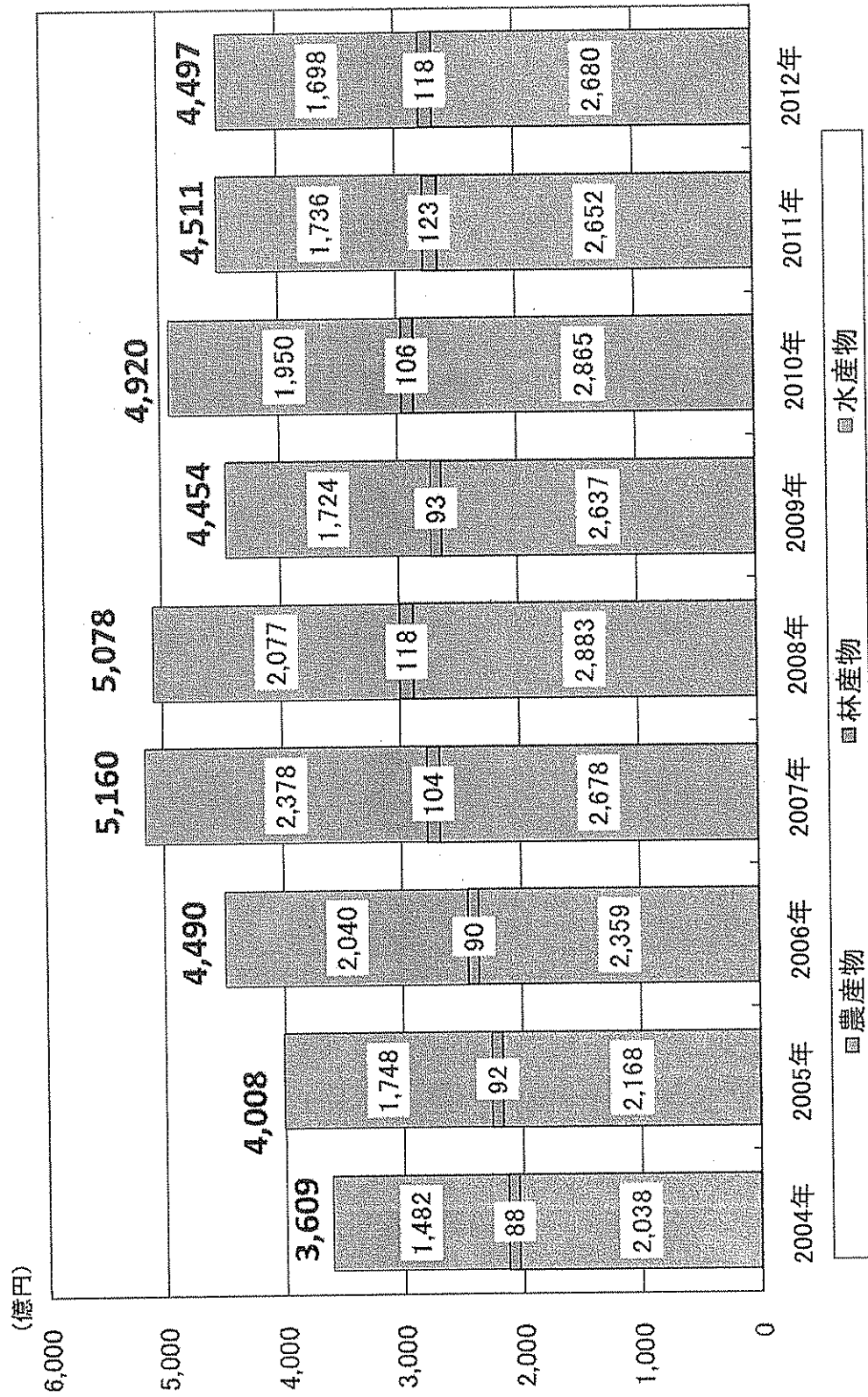
2: 中国・インドを含むアジアとは、中国、香港、韓国、インド、ASEAN諸国の合計

3: 市場規模に日本は含まない(日本は、58兆円(2009年)から67兆円(2020年)へと約1.2倍に拡大)

(参考) 農林水産物・食品の輸出額の推移

○ 最近の輸出は、景気の影響を受けつつも増加傾向を示してきたが、円高や原発事故の影響等により大きな落ち込み。

○我が国の農林水産物・食品の輸出額



資料：財務省「貿易統計」を基に農林水産省が作成

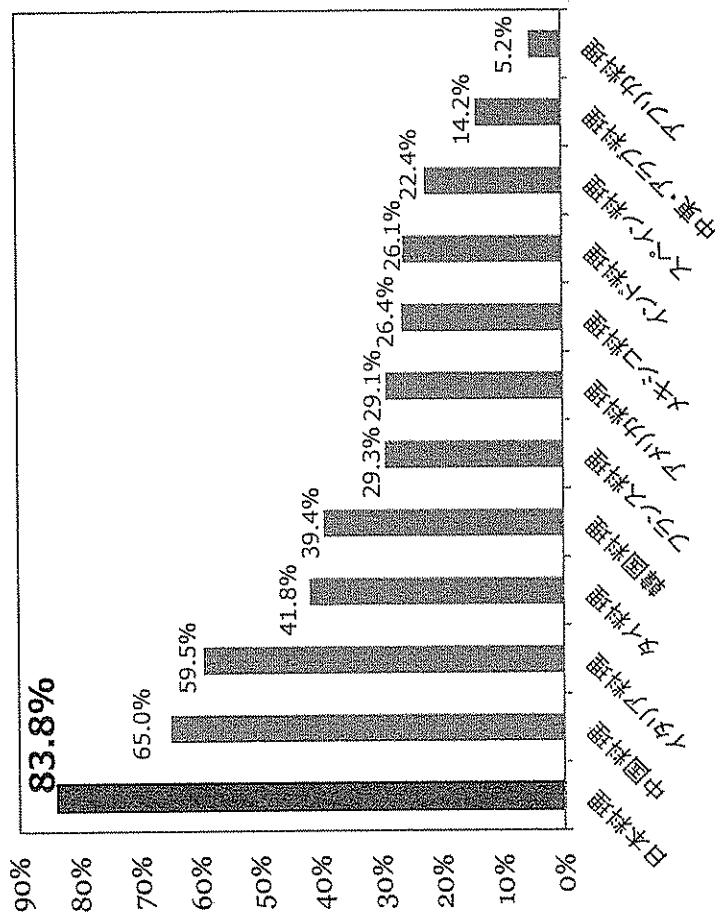
(参考) ジェトロアンケート(好きな外国料理)

- ジェトロの調査によると、「食」の人气が1番高いのは日本食。
- イタリアの輸出額は434億ドルだが、日本は51億ドル(いずれも2011年)。
- 日本は、「食」の人气が輸出に結びついていない。

好きな外国料理

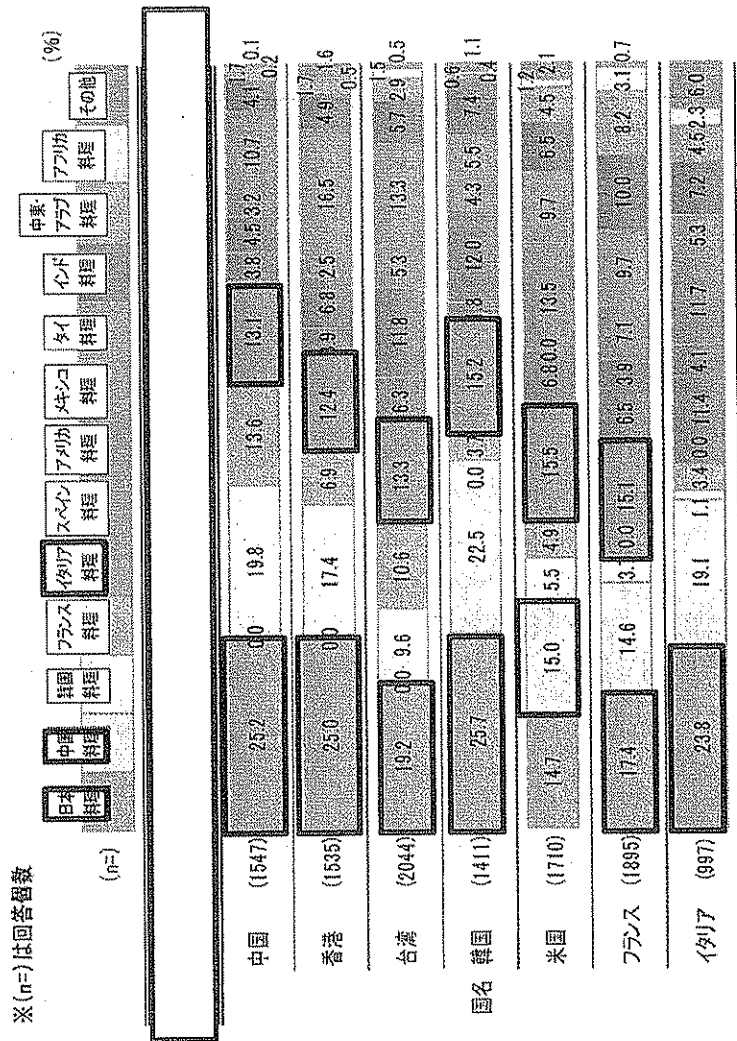
質問:「好きな料理かつ外食で食べる外国料理はどれですか(複数回答可)」

【図1】好きな外国料理(7カ国全体結果)



※【図1】は複数回答可としており、回答者数に対する回答個数の割合を示した。なお、自国の料理は選択肢から除外

【図2】好きな外国料理(各国の結果)



※【図2】は複数回答可としており、総回答数に対する回答個数の割合を示した。

出典: ジェトロ「日本食品に対する海外消費者調査(中国、香港、台湾、韓国、米国、フランス、イタリア)」2013年3月5日公表

③ バリュチェーンの構築(6次産業化による農林水産物・食品の高付加価値化等)

【現状等】

- 農業と食料関連産業の生産額は約95兆円(2009年度)にのぼり、全産業の11%。
- 6次産業の市場規模は、現在、1兆円。

6次産業化

- 農林漁業成長産業化ファンドの本格展開(いわば「儲かる農業開拓ファンド」)

※ 現在までに22のサブファンドへの出資を決定

医食農連携など多様な業種との連携強化

- 健康に着目した農林水産物・食品の市場拡大による健康長寿社会の実現
- ・ 食の科学的知見の体系化に向けた産学官の体制整備、都市別の食習慣と健康の関連性の調査、介護食品等機能性の高い食品の市場環境整備、薬用作物の国内振興と国産化の二一ズに応えた産地形成、社会福祉法人等の農地を活用した研修・授産の促進
- 福祉、教育、観光等との連携を通じた地域の活力の創造(都市と農村の交流等)
- 地域の本質バイオマス、ICT等の利用等による次世代施設園芸(植物工場)の検討
- ・ 施設園芸の化石エネルギー依存体質からの脱却、施設園芸の団地化と植物工場等の導入による大規模化・省エネ化

「強み」のある農林水産物づくり

- 我が国の農業の強みを活かすための新品種・新技術の開発・保護・普及方針の策定等に取り組む
- ・ 育成者権による保護と商標権による保護の組み合わせ等

福岡県 ラー麦
(ラーメン用小麦)

山形県 つや姫
(コム)

再生可能エネルギーの活用

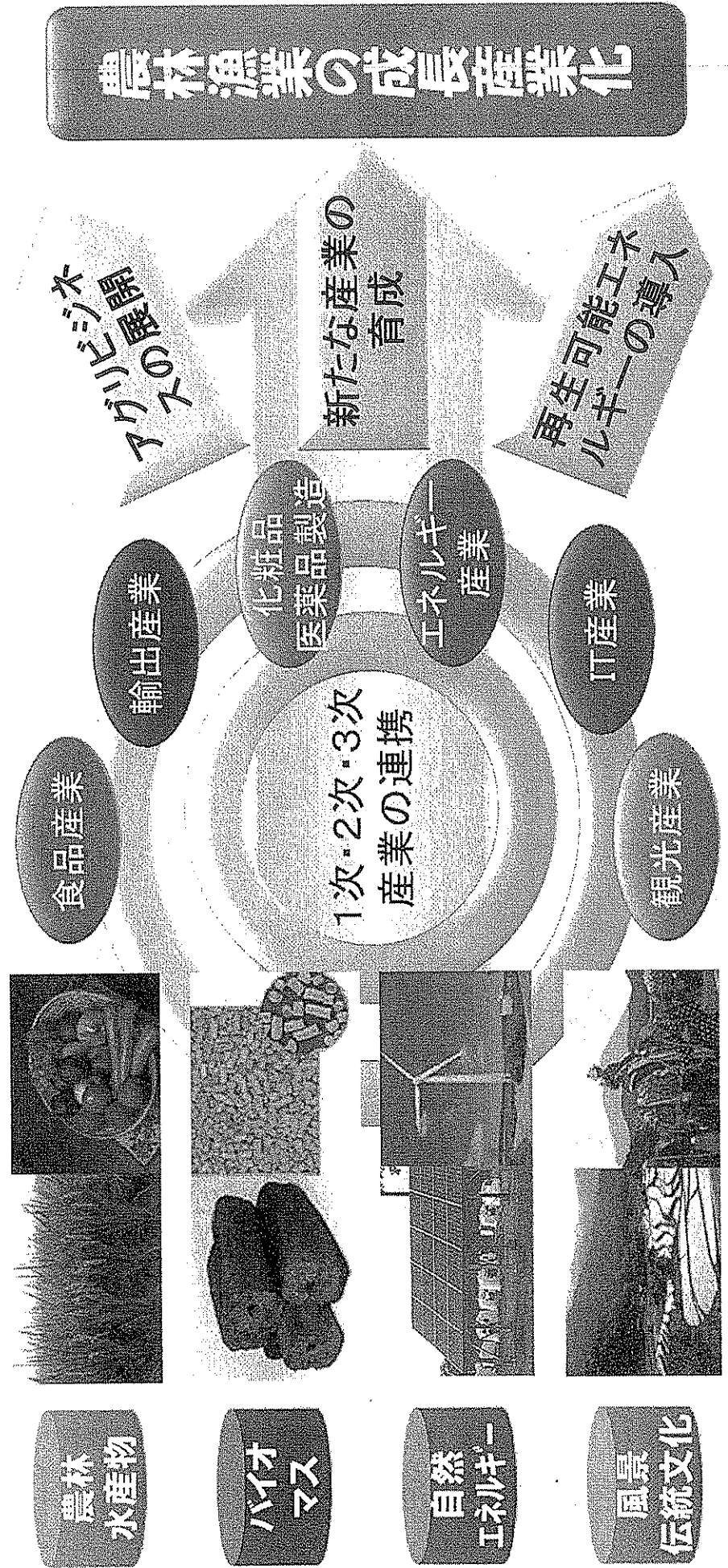
- 再生可能エネルギーを活用した農林漁業の発展を図る取組を推進するための枠組みの構築
- バイオマスを活用した産業化とエネルギーの導入を推進

成果目標

2020年に6次産業の市場規模を10兆円とする。

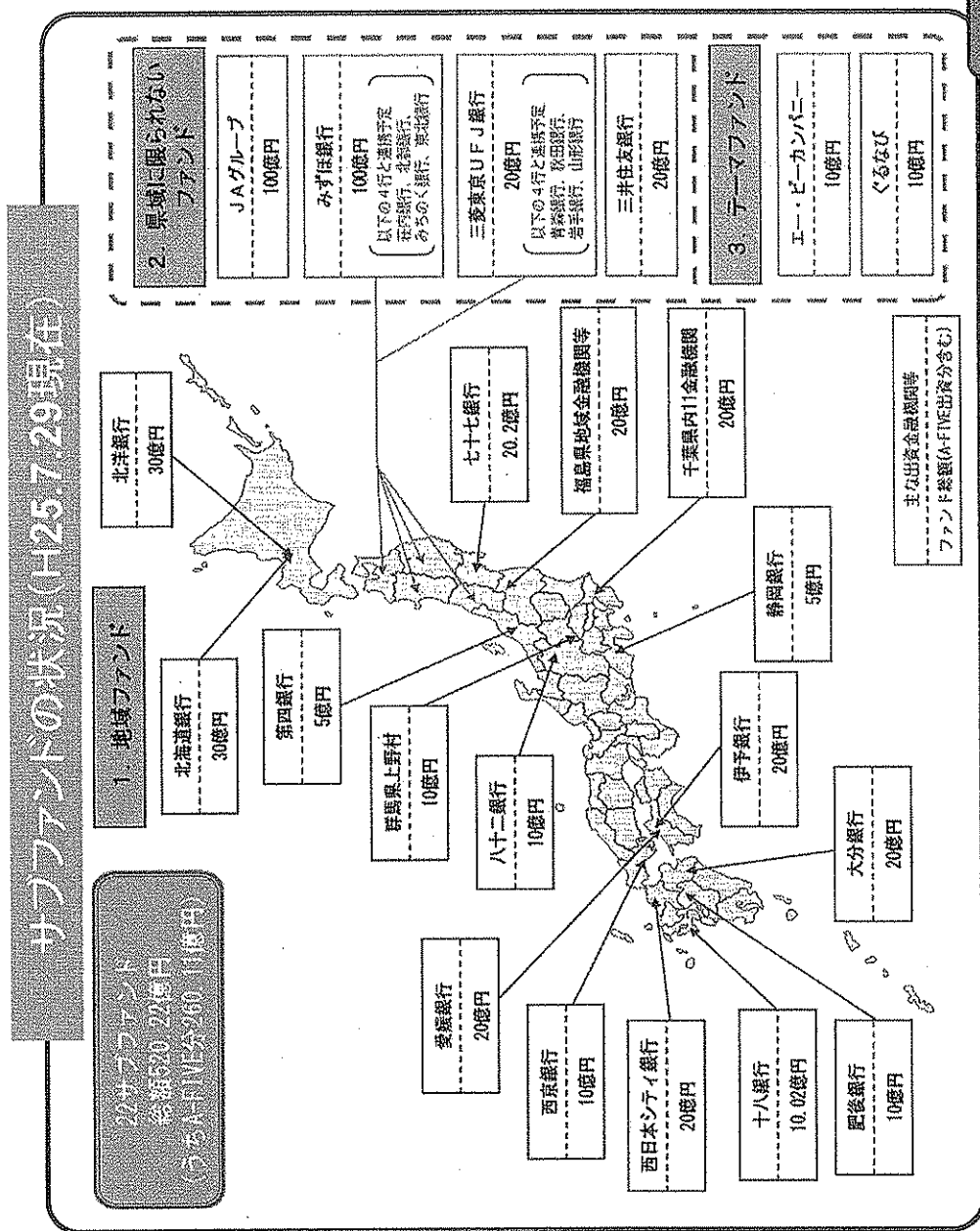
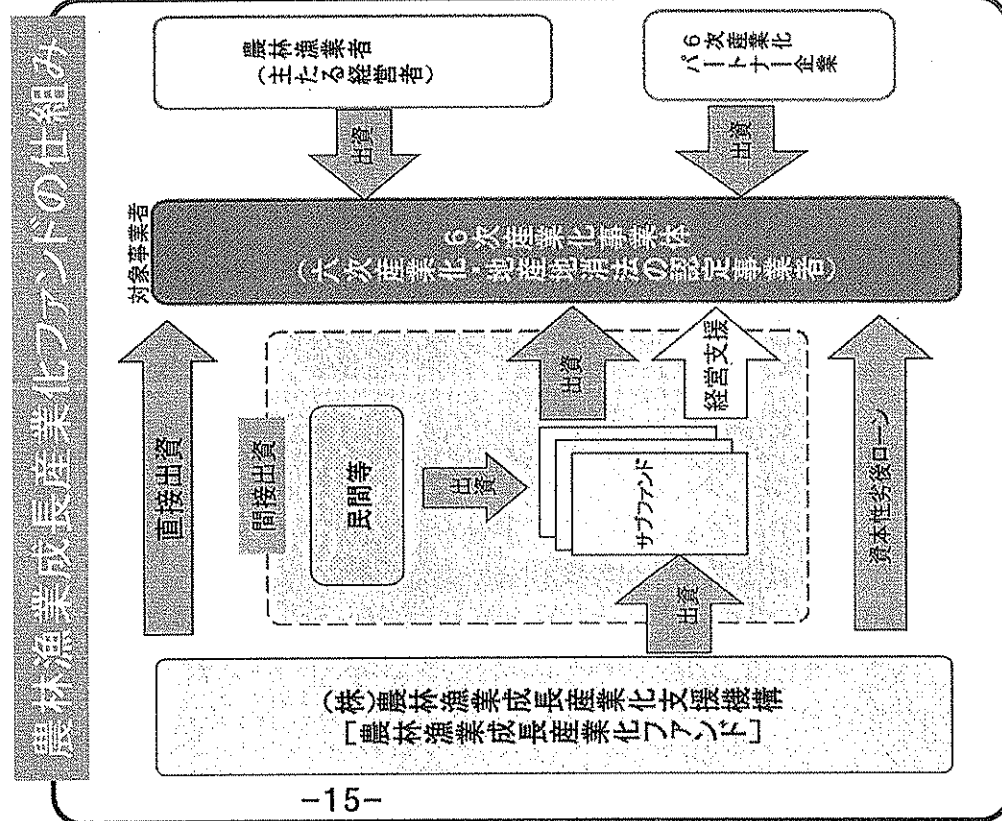
(参考) 農林漁業・農山漁村から日本を元気に

- 農山漁村は、農林水産物をはじめバイオマス、土地、水など様々な地域資源を豊富に有し、今後の経済成長へ向けた希少資源として、わが国の最大の強みのひとつ。
- しかし、1次産業と2次・3次産業の価値連鎖を結合する仕組みの弱さゆえ、そのポテンシャルが活かされていない状況。
- 農林漁業者と他産業との新たな連携を構築し、生産・加工・販売・観光等が一体化したアグリビジネスの展開や、先端技術を活用した新産業の育成、再生可能エネルギーの導入等により、農山漁村にイノベーションを起こし、農林漁業を成長産業化する必要。これにより、日本を元気にする。



(参考) 農林漁業成長産業化ファンドについて

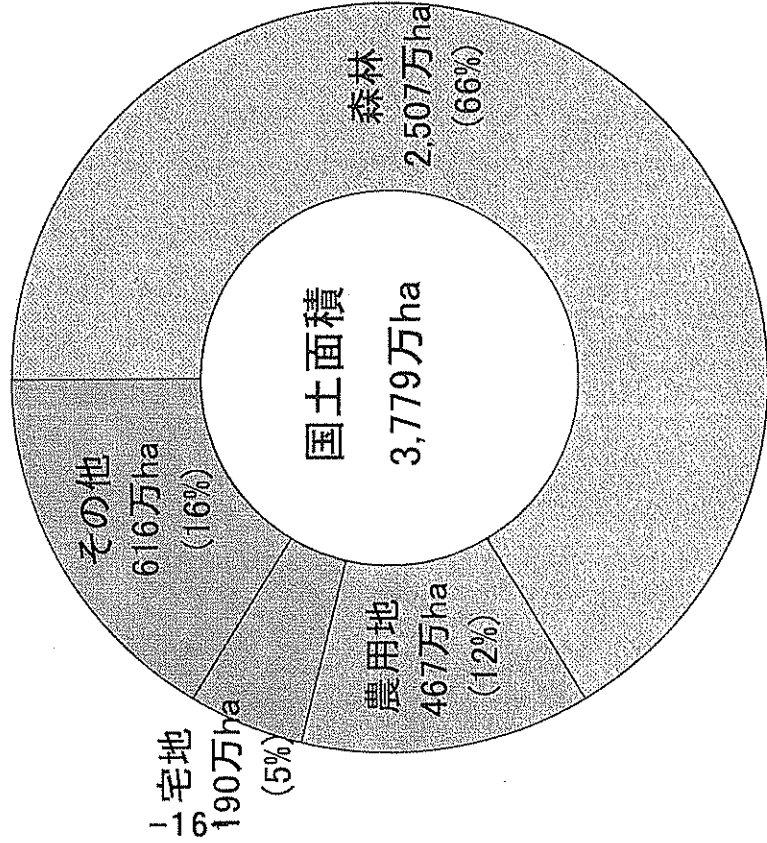
○ 現在までに22のサブファンドへの出資を決定 (総額520.22億円)



(参考) 農山漁村における再生可能エネルギー発電の導入について

○ 国土の大宗を占める農山漁村は、森林資源等のバイオマス、水、土地などの資源が豊富に存在し、再生可能エネルギー利用に高いポテンシャルがある。農林漁業との調和を図りながら、これらを再生可能エネルギーの生産に活用し、その利益を地域に還元していく取組を地域主導で進めることにより農山漁村を元気にしていくことが重要。

○ 我が国の国土利用の現況

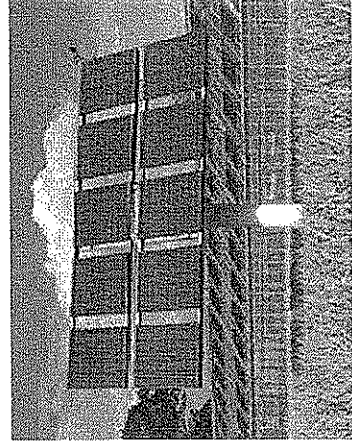


(資料) 国土交通省「平成22年度土地に関する動向」
 ※農用地面積は、農地面積と採草放牧地面積の合計。
 四捨五入の関係で内訳の和が合計と一致しない場合がある。

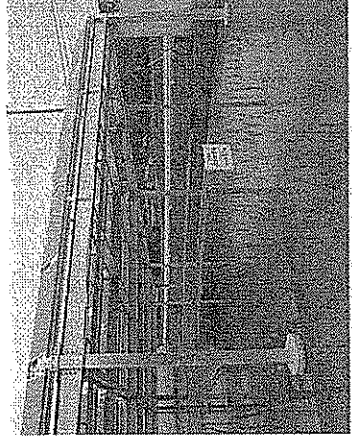
○ 農業と再生可能エネルギーの調和が図られた例

支柱を立てて営農を継続する太陽光パネル等について

- ・支柱の基礎部分を一時転用許可の対象に(3年間)
- ・周辺の営農上問題がない場合は再許可可能
- ・これにより、優良農地であっても営農を継続する太陽光パネルの設置が可能に(平成25年3月31日付で措置)



一本脚タイプ



屋根タイプ

④ 林野

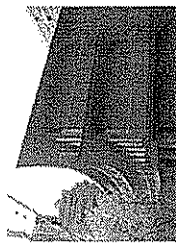
【現状等】

- 戦後造成した人工林が本格的な利用期。
- 需要に応じた国産材の供給体制が不十分。

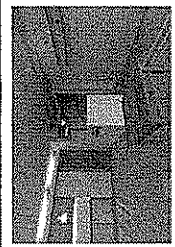


新たな木材需要の創出

- CLT等新たな製品・技術の普及
 - ・ 中高層建築物の木造化に必要な耐火・耐震性能の高い部材などの開発を促進
 - ・ 特に、国産材CLT普及のための規格・基準の整備や強度データの収集等を促進



耐火建築物の事例

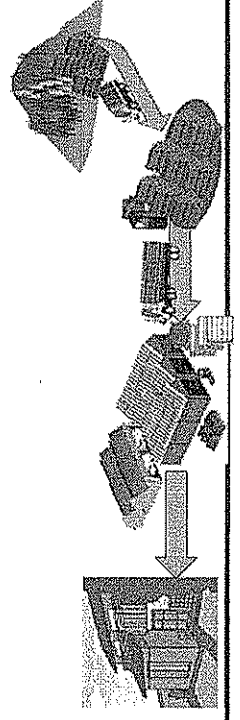


内装の木質化

- 公共施設等での国産材利用の推進
 - ・ 公共施設の木造化・内装木質化の推進
 - ・ 新規用途等の開発の促進

国産材の安定供給体制の構築

- 国産材を価格・量・品質の面で安定的に供給するための流通体制の構築
- 需要者ニーズに応じた製品（品質・性能の確かな乾燥材・集成材など）の供給促進
- 施業集約化、路網整備等による効率的な森林整備の推進



⑤ 水産

【現状等】

- 国内では水産物の消費量が急減
- 魚価の低迷や生産コストの上昇等に直面



消費者ニーズを踏まえた新たな取組の推進

- 魚を気軽に手軽においしく食べられる「フアストフイツ シュ」商品の選定など、水産物の消費拡大の取組を推進する「魚の国のしあわせ」プロジェクトを引き続き展開。
- 生産者が消費者のニーズに応える商品の開発・販売を行う取組等を推進。



生産現場の強化による輸出促進

- 地域の水産関連施設のHACCP対応・高度衛生管理型への整備を推進
- 他省庁等とも連携を強化し、迅速な衛生証明書発給体制を構築
- 水産物輸出戦略の展開
(2020年までに輸出額3,500億円を
目指し対象国・品目の重点化等を推進)



屋根付き岸壁整備による鳥糞等の防除を通じた衛生管理の強化

持続可能な漁業・養殖業の推進

- 生産現場における省エネの推進
- 養殖業の経営強化（行政の何らかの関与の下での生産計画の策定等の検討）
- 漁港・漁村の防災・減災対策、老朽化対策の促進
- 水産業・漁村の多面的機能を発揮する取組の展開